

許 可 書

株式会社 ぎん星

令和7年1月31日付けをもって申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業は、下記のとおり許可する。

記

1. 営 業 区 域

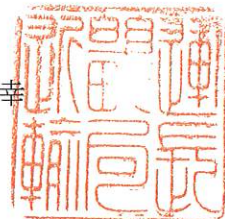
京都府

2. 条 件

- (1) 業務の範囲
〈裏面〉のとおり
- (2) 使用する事業用自動車
〈裏面〉のとおり
- (3) 運送の引受けを営業所のみにおいて行う輸送に限る。
- (4) 輸送に使用する車両に表示すべき項目と表示方法
 - ① 事業者の氏名、名称又は記号
 - ② 「患者等輸送車両」又は「福祉輸送車両」及び「限定」
 - ③ 文字の大きさは一文字縦横5センチメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、車両の両側面に外部から容易に判別できるように行うこと。
- (5) 許可後6ヶ月以内に事業を開始すること。
- (6) 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等（健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険及び雇用保険）に加入すること。

令和7年5月7日

近畿運輸局長 岩 城 宏 幸



(1) 業務の範囲

以下に掲げる者及びその付添人の輸送に限る。

- ① 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- ② 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
- ③ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
- ④ ①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者
- ⑤ 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

(2) 使用する事業用自動車

- ① 一車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車
 - ①の自動車に乗務する者は以下のいずれかの要件を満たすよう努めなければならない。
 - ア 一般財団法人全国福祉輸送サービス協会が実施する福祉タクシー乗務員研修を修了していること。
 - イ 介護福祉士の資格を有していること。
 - ウ 訪問介護員の資格を有していること。
 - エ サービス介助士の資格を有していること。
- ② ①によらず、セダン型等の一般自動車
 - ②の自動車に乗務する者は以下の要件のいずれかを満たした者に限る。
 - ア 介護福祉士の資格を有していること。
 - イ 訪問介護員の資格を有していること。
 - ウ 居宅介護従業者の資格を有していること。